

## 申請方法

電子メール（宛先は枠内参照）にて当財団までご連絡下さい。当財団指定の助成申請書フォーム（エクセルファイル）をメール添付にてお渡しします。『助成実施要領』（本紙）の『その他の注意事項』を遵守の上、申請書フォームと一緒にお渡しします『助成申請に関する注意事項』に従って申請して下さい。

### 1) 申請書等

当財団指定の助成申請書フォームに必要事項を記入の上、関連文書を添付して下さい。

### 2) 提出期間

申請書の提出期間は**2022年11月中旬～2022年12月27日**とします。

### 3) 申請書の提出先、提出方法

必要事項入力済み申請書（エクセルファイル）、添付資料（PDF、エクセル、ワードファイル等）をメール添付で提出して下さい。（基本的に紙媒体の郵送は受け付けません。）

<電子メール送付先・問い合わせ先>

一般財団法人 MRAハウス 事務局 担当：渡辺 電子メール：[office@mrafoundation.or.jp](mailto:office@mrafoundation.or.jp)

※基本的に問い合わせはメールでお願いします。

〒106-0047 東京都港区南麻布 4-9-17 レフィール南麻布 1F

電話：03-3445-5111 FAX：03-3445-5112

## 結果の通知

採否の結果は、2023年3月中旬にメールでお知らせします。

## 実施過程

助成は当財団の助成規程に従って、以下の手順で実施されます。

- 1) 専門家からなる当財団の助成審査委員会により、採否の検討、助成金額の査定・決定を行います。
- 2) 採用された場合は、**決定通知書**と一緒に『助成決定後の注意事項』をメール添付で送付します。
- 3) 助成金請求予定月に助成金請求書を提出していただいた後に助成金が交付されます。
- 4) 事業完了後、2ヶ月以内に事業報告書と収支報告書をメール添付で提出していただきます。
- 5) 4) の報告書等に基づき、必要があれば助成金額の精算を行います。

## 助成事業の流れ

	<u>一般財団法人 MRAハウス</u>	<u>助成申請団体</u>
2022年11月～2022年12月27日		・申請書提出
2023年2月	・助成採否審査	
2023年3月中旬	・助成採否通知送付	
2023年4月～2024年3月 (助成が決定した場合)	・助成金の交付  ・助成金の精算（必要な場合）	・助成金請求書の提出 ・助成事業の実施 ・事業終了後2ヶ月以内に事業・収支報告書提出

## その他の注意事項

### 1) 以下についてお守りください。

1. 当該事業において、事業を行う法人又は団体の代表者その他の者に特別の利益を与えないこと
2. 当該事業において、助成金の使途が、法人又は団体の管理部門における支出や次年度繰越金にあてられないこと
3. 当該事業は、助成決定の年度の翌年度に実施されること
4. 当該事業において、当財団からの助成を受けたことを明示すること
5. 当該事業が完了した日から起算して2か月以内に、助成対象事業の事業報告書と収支報告書を提出すること
6. 助成決定時に付された条件に従うこと

### 2) 以下の場合は、助成の取り消しをいたします。ご送金済みの場合には、返金をしていただきます。

1. 助成金の交付を受けた団体が次に反していたことが判明したとき
  - ・非営利であって公益を目的とする法人または代表者の定めのある団体であること
  - ・次ページの【申請団体の条件】に則った団体であること
2. 助成対象事業が次に反していたことが判明したとき
  - ・次に関する事業であること
    - (1) 国際相互理解の増進
    - (2) 国際リーダー・人材の育成
    - (3) 民間公益活動の振興
  - ・専ら営利を目的とするものでないこと
  - ・確実な遂行の見込みがないときでないこと
  - ・当該事業が、事業を行う法人又は団体の代表者その他の者に特別の利益を与えるものでないこと
  - ・当該事業において、助成金の使途が、法人又は団体の管理部門における支出や次年度繰越金にあてられないこと
  - ・当該事業は、助成決定の年度の翌年度に実施されるものであること
  - ・当該事業において、当財団からの助成を受けたことを明示するものであること
3. 助成の決定に際して付された条件に違反したとき
4. 助成金を目的外に使用したとき
5. 助成対象事業の実施内容が申請書の内容と重要な部分で相違していたとき
6. 申請書の記載が虚偽であったことが判明したとき
7. 上記6のほか不正の手段により助成金の交付を受けたとき
8. 事業報告書と収支報告書が期限までに提出されなかつたとき
9. 上記1～8に比肩する事由があったとき

### 3) 事業内容の変更について

- ・助成の決定の後に計画内容に変更があるときは、事前に変更の申請を行い当財団の承認をうけることにより助成を受けることができます。

### 4) 個人情報の取扱いについて

- ・個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な範囲内で利用します。
- ・法令が定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
- ・助成が決定した場合、助成対象団体名、助成対象事業を当財団のホームページ上で公表することができますのでご承知おき下さい。

## 【申請団体の条件】

- 1 次のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しない団体であること
  - (1) 自らまたは自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 次のいずれかに該当する行為を行わず、または第三者を利用してかかる行為を行わせないことを確約する団体であること
  - (1) 暴力的または脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
  - (5) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為